

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.005

処 分 名	土地区画整理組合設立の認可
処 分 の 概 要	土地区画整理組合を設立するものは、七人以上で事業計画を定め都道府県知事の許可を受けなければなりません。その場合において申請するときは、施行地区の市町村長を経由しなければいけません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項
審 査 基 準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	関係機関が多岐にわたるため、協議及び検討に要する時間が算定できないため、設定できません
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

■土地区画整理法

(土地区画整理事業の施行)

第三条

2 宅地について所有権又は借地権を有する者が設立する土地区画整理組合は、当該権利の目的である宅地を含む一定の区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。

(設立の認可)

第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋